する」に、「通知若しくは公表すべき事項」を「通知すべき事項」に、「速やかに通知し、公表する」を「速やかに通知する」に改め、同表協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の項中「成立した場合」の下に「の通知」を加え、「速やかに協会員に通知し、公表する」を「遅滞なく、協会員に通知する」に、「通知若しくは公表すべき事項」を「通知すべき事項」に、「速やかに通知し、公表する」を「速やかに通知する」に改め、同表毎日の項を次のように改める。

毎日の公表	一　総取引高 二　株券は、銘柄別に、数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に、数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

別表第七中「通知及び」を「通知又は」に改め、同表会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は取引所金融商品市場外で上場株券等の売買の受託等に基づく注文をした場合の項中「注文をした場合」の下に「の通知」を加え、「四　申込みの時刻」を削り、「直ちに会員に通知し、公表する」を「遅滞なく、会員に通知する」に、「通知若しくは公表すべき事項」を「通知すべき事項」に、「速やかに通知し、公表する」を「速やかに通知する」に改め、同表会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の項中「成立した場合」の下に「の通知」を加え、「速やかに会員に通知し、公表する」を「遅滞なく、会員に通知する」に、「通知若しくは公表すべき事項」を「通知すべき事項」に、「速やかに通知し、公表する」を「速やかに通知する」に改め、同表毎日の項を次のように改める。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

毎日の公表	一　総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二　株券は、銘柄別に数量 三　出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量 四　出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。 五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。

附　則

この府令は、平成二十八年九月五日から施行する。